

第1回国分寺市廃棄物の減量及び再利用推進審議会 議事録

日 時：令和4年11月22日（火）午後3時30分～午後5時30分
場 所：いずみホール Bホール
議 題：1. 委嘱状の交付
2. 副市長挨拶
3. 職員等紹介
4. 委員自己紹介
5. 廃棄物の減量及び再利用推進審議会の概要について
6. 会長・副会長の選出について
7. プラスチック廃棄物の分別及び収集方法の在り方について
8. 次回の日程について

出席者：堀川会長，八ツ藤副会長，大藏委員，岡本委員，遊佐委員，森田委員，高松委員，横田委員，長嶋委員，辻委員

事務局：栗原ごみ減量推進課長，ごみ減量推進係長永沢，池田環境対策課長，和智庶務係長，中島清掃施設担当課長，佐藤主任，片山主任

事務局：資料1，国分寺市廃棄物の処理及び減量並びに再利用に関する条例・条例施行規則一部抜粋。資料2，「国分寺市廃棄物の減量及び再使用推進審議会委員名簿」。資料3，「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法令案概要」。資料4，「日野市・小金井市ごみカレンダー抜粋」。資料5，「分別表（案）」。あと，諮問書のコピー。参考に，「資源プラスチックの再商品化についてのフローチャート図『プラスチック問題を考えてみませんか』」。以上，ありますでしょうか。

それでは，国分寺市廃棄物の減量及び再使用推進審議会を始めさせていただきます。私，ごみ減量推進課，永沢と申します。会長，副会長が選出されるまでの間，司会進行を務めさせていただきます。

この会議について，記録等作成するため録音させていただきますので，ご了承ください。よろしく願いいたします。また，新型コロナウイルス感染対策のため，会議開催約1時間を経過しましたら，10分程度，換気のため休憩を入れさせていただきます。よろしく願いいたします。

それでは次第に沿っていきたいと思います。次第1委嘱状の交付に移らせていただきます。新型コロナウイルス感染拡大のため委嘱状は机上配付とさせていただきます。ご了承お願いいたします。

それでは，内藤副市長，よろしく願いいたします。

副市長：皆さん，改めましてこんにちは。お忙しいところご参集いただき，誠にありがとうございます。また日頃よりごみの減量を含めて市政にただならぬご理解とご協力を賜りますことを感謝申し上げます。本来であれば井澤市長が自ら委嘱状を交付するところがございますが，本日公務が重なっておりまして，誠に

恐縮ですが、私のほうから、一言挨拶も含めてご案内させていただきたいと思
います。

日々、この環境行政というのは、だんだん市にとっても大変重くなってきま
して、私ども地方自治体で本当に完結できるかという非常に難しい環境に
なっています。カーボンニュートラルしかり、そして地球温暖化ですよね。
それから、ごみの減量もそうですけれども、自区内処理というのが基本でござ
います。国分寺市で出したごみは国分寺市で処理する、これが基本でございま
すが、これほど行政の地域が狭くなってきている。これは住宅地の発展ととも
に広場、それから広い公園、広い敷地というところが非常に脆弱になってきて
いる中で、ごみの減量をどういうふうにしていくのかというのが大きな課題で
ございます。

おかげさまでもやせせるごみに関しては日野市と小金井市さんと3市で日野
市さんのほうにつくることができましたけれども、残っている、いわゆるプラ
スチックごみ等々も含めたもやせないごみ、あるいはびん、缶。そういったも
のの処理は、今、清掃センターの後継としてリサイクルセンターというのを建
設して、自区内で処理することになっています。これについても、これまでの
ごみの出し方、そして減量、そういった中でご協力をさらにお願いをしてい
くことになると思います。加えて、製品プラスチック、こちらの処理について、
国から新たに処理の仕方について、分別をして行っていくということが示唆さ
れました。それに伴って私どももリサイクルセンターの建設のスケジュール、
それから処理項目を変えながら対応していこうと考えているところです。

今回、諮問として、委員会の皆様に、そちらについてご意見を頂きたいと
思っております。プラスチックごみというのは地球温暖化以上に海洋汚染等々
に大きな影響を及ぼしています。そういったところからどのように処理をすれ
ばいいのか、当然使い捨てるプラスチックはなんとか歯止めをして、それを私
どもが使わないような処理ができるのかということを考えていきたいと思っ
ていますが、これはなかなか便利になって普及されているものを、また元
に戻してプラスチックから瓶の世界に戻すというのも非常に難しいと考えてお
ります。そういった中でどのようなことができるのか、どうしたら本当に減ら
せられるのか。そして、市民の皆さんのご負担がなく、本当にうまく循環がで
きるような社会がつかれないか。私も基礎的自治体の国分寺市だけの考え方だ
けではなく、先進都市、あるいは世界の中で、先んじて行っている例を私ども
もしっかり把握しながら新しい道を見つけていく必要があると思っております。
大変な課題だと思っておりますので、ぜひ忌憚のないご意見を頂きながら、一
緒に国分寺市の将来のごみの処理の在り方を考えていただければなと思ってい
ます。2年間になります。どうぞよろしくお願いいたします。新しい委員の
皆さんも4人入られたということで、入れ替わっておりますので、ぜひ引き続
きよろしくお願ひしたいと思います。

簡単ではございますが、挨拶に代えさせていただきます。よろしくお願いいたします。

事務局： 内藤副市長，ありがとうございます。次第2の挨拶まで終わりましたので，続きまして，次第3「職員等紹介」させていただきます。職員紹介と事務局の紹介を各自でお願いいたします。

事務局： 事務局は国分寺市建設環境部ごみ減量推進課でございます。私，ごみ減量推進課長の栗原と申します。どうぞよろしくをお願いいたします。

事務局： 同じく減量推進課係長，永沢と申します。2年間よろしくをお願いいたします。

事務局： 同じくごみ減量推進課の片山と申します。よろしく申し上げます。

事務局： 清掃施設担当課長中島と申します。よろしく申し上げます。

事務局： 環境対策課の庶務係長の和智と申します。本日，所属長の環境対策課長のほうが別の会議に出ておまして，遅れてご出席させていただきますので，また改めてその際には所属長から自己紹介等あると思いますので，よろしくをお願いいたします。

事務局： 環境対策課庶務係，佐藤と申します。よろしく申し上げます。

事務局： それでは次第4，委員さんの自己紹介ということで，大藏様のほうから時計回りでよろしくをお願いいたします。

委員： 戸倉に住んでおります大藏と申します。よろしくをお願いいたします。

委員： 国分寺市に在住の堀川と申します。どうぞよろしくをお願いいたします。

委員： 日吉町に住んでおります岡本と申します。

委員： 国分寺市廃棄物減量等推進委員会の八ツ藤でございます。どうぞよろしく申し上げます。

委員： 西本町二丁目に住んでおります遊佐と申します。家庭でもごみ担当をしております。よろしくをお願いいたします。

委員： 日吉町に住んでおります森田と申します。内藤自治会より派遣されてまいりました。よろしくをお願いいたします。

委員： 本多に住んでおります高松と申します。本多連合町会ということで参加しております。よろしく申し上げます。

委員： JA東京むさし農業協同組合から来ました横田と申します。よろしく申し上げます。

委員： コープみらいの長嶋と申します。日吉町の国分寺店には長く勤めておりましたので，どうぞよろしく申し上げます。

委員： 辻亜希子と申します。遅れまして申し訳ございませんでした。国分寺市教育委員会から参りました。どうぞよろしくをお願いいたします。

事務局： それでは，次第5に入らせていただきます。「廃棄物の減量及び再利用推進審議会の概要について」，ごみ減量推進課長，申し上げます。

事務局： それでは，「廃棄物の減量及び再利用推進審議会の概要について」，私のほうからご説明させていただきます。お手元の資料ナンバー1を御覧いただければと思いますので，お手元によろしくをお願いいたします。国分寺市廃棄物の処理及び減量並びに再利用に関する条例，こちらの規定がございます。こちらの規定の第57条に，国分寺市廃棄物の減量及び再利用推進審議会の規定がございます。こちらには，廃棄物の減量及び再利用について審議するため，こちら

の審議会を設置するという設置規定でございます。こちらの第2項でございますけれども、審議会につきましては、市長の諮問に応じて審議を行い、答申をするほか、以下1から4の規定がございますけれども、こちらの規定につきまして調査、審議を行いまして、市長に意見を述べるができる規定がございます。一番上に（1）番、分別収集の実施方法。今回はこちらの部分につきまして審議会のほうにお諮りをさせていただく形になってございます。それ以外にも、2番以降、廃棄物の減量及び再利用の方策、廃棄物の減量及び再利用についての市民啓発の内容等。また全3項に掲げるもののほか、廃棄物の減量及び再利用に関し必要な事項、こういったものが規定されているところでございます。

審議会の組織でございますが、こちらは第58条に規定されてございます。委員の人数につきましては18人以内をもって組織するという規定でございます。今回、令和4年度、令和5年度、2年間にわたっての期間でございますので、今回は14人の委員の方が受けていただいているところでございまして、今回こちらのほうに本日出席していただいている委員の皆様は10名というところでございます。

なお、審議会につきましては、2項以下でございますけれども、正副会長を置きまして、こちらを互選で決めさせていただくことと、会長につきましては会議を総理し、副会長は会長を補佐しその職務を代理するといった規定が定められているところでございます。

裏面のほうをお願いします。任期につきましては2年という規定でございます。なお、会議につきましては、第60条でございますが、審議会は会長が招集をいたしまして、また委員の3分の1以上の請求があるときは会議を開くことができるといった規定がございます。第2項でございますが、審議会の会議は原則公開という形をとっているといった内容でございます。

続きまして、細かな規定をしている内容でございますが、国分寺市廃棄物の処理及び減量並びに再利用に関する条例の施行規則になります。施行規則の内容につきましては第38条、会議につきましては委員の過半数が出席しなければ開くことができないという規定がございます。今回は14名の委員さんがございますので、7名を超える人数、つまり8名以上の出席が必要となります。また、議事につきましては過半数で決するといった規定がございます。39条以下、部会を設置することができる規定と、庶務につきましては市の建設環境部ごみ減量推進課のほうで事務局を務めるといった規定となっております。

大まかな概要につきましては以上でございます。

事務局：ここまで何か質問等がありますでしょうか。それでは、ないようでしたら次第の6に入らせていただきます。「会長・副会長の選出について」移らせていただきます。先ほど説明がありました国分寺市廃棄物の処理及び減量並びに再利用に関する条例第58条第2項の規定により、委員の互選により会長、副会長を定めとなっております。選出については、立候補または推薦という形をとりたいと思います。どなたか立候補はいますでしょうか。いないようなので、

どなたか推薦される方はいますでしょうか。委員、お願いします。

委 員： 会長には環境問題に大変造詣の深い東京農工大学の堀川委員を推薦させていただきたいと思います。

事 務 局： ただいま会長に堀川委員をご推薦いただきました。皆様いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

事 務 局： ご賛同いただいたので会長は堀川委員にお願いしたいと思います。副会長の選任ですが、どなたか立候補はいますでしょうか。いないようなので、どなたが推薦される方はいますか。会長よりご推薦を頂くという方法はいかがでしょうか。よろしいですか。それでは、会長より副会長の推薦をお願いいたします。

会 長： 副会長には、以前より廃棄物減量等推進委員会から選出されております八ツ藤委員にご依頼したいと思います。いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

事 務 局： ただいま副会長に八ツ藤委員をご推薦いただきました。皆様のご賛同がありましたので、八ツ藤委員に副会長をお願いしたいと思います。

ただいま会長、副会長が選任されました。お二人は会長、副会長の席に移動をお願いいたします。

ここで、環境対策課長が着いたので、紹介をお願いいたします。

事 務 局： 遅くなりまして申し訳ございませんでした。環境対策課長の池田と申します。よろしくをお願いいたします。

事 務 局： ありがとうございます。

それでは会長、副会長より簡単にご挨拶をお願いいたします。

会 長： ただいま、大変恐縮ながら、会長に推薦いただきました、東京農工大学に所属しております堀川祥生と申します。国分寺市の東元町に住んでおります。専門は木質化学です。木材がごみとかプラスチックとどういう関係があるかと疑問のある方、きっと多くおられると思います。プラスチックというのは非常に便利で軽くて強い材料として、我々非常に多く使ってきて、今この部屋を見回してもかなり多く使われています。

ただ、その便利さ、安定さというのが、環境中で分解ないというデメリットが非常に大きくなって、それが環境汚染、また大量の化石燃料が使われていますので、それをもやすことによって、いわゆる温暖化ということにも関係すると。木には、そうではなくて、自然的に分解できる天然物、特に自然界で最も大量に存在する有機物が木材なのです。そういう意味で、従来の木材の利用だけではなくて、いわゆる生分解性のないプラスチックでの材料の代替品として、もう一回、我々、昔を振り返って、昔の技術で何かうまく自給自足で地方再生みたいなことに取り組んでいるわけです。そういう関連で今回参加させていただきまして、私は所属が環境資源科学科にいまして、環境問題、資源問題を扱っている一スタッフでもあります。そういう立場からも気持ちを込めて取り組みたいと思いますので、皆さんどうぞよろしくをお願いいたします。

副 会 長： 副会長に選任されました八ツ藤でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。この審議会が円滑に運営されますよう、堀川会長を補佐していきたいと

思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

事務局： ありがとうございます。それでは、本日諮問がございいますので、内藤副市長より諮問書を会長に交付させていただきたいと思ひます。諮問書につきましてはコピーを机上配付してありますので御覧ください。

副市長： 諮問第1号、令和4年11月15日、国分寺市廃棄物の減量及び再利用推進審議会会長殿。国分寺市長、井澤邦夫。

諮問書、国分寺市廃棄物の処理及び減量並びに再利用に関する条例第57条第2項の規定に基づき、下記の事項について国分寺市廃棄物の減量及び再利用推進審議会に諮問いたします。

記、1、プラスチック廃棄物の分別及び収集方法並びに費用負担の在り方について。

よろしくお願ひいたします。

事務局： それでは、これからは会長に議事進行をお願ひしたいと思ひます。よろしくお願ひします。

会長： それでは、改めまして会長の堀川が議事進行を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願ひします。

議題に入りたいと思ひます。まず事務局のほうからお願ひしてよろしいですか。

事務局： 本日の会議ですが、国分寺市廃棄物の処理及び減量並びに再利用に関する条例施行規則第38条の規定により、過半数の出席が必要となっております。中間委員、金谷委員、谷田委員、佐々木委員よりご欠席の旨の連絡を頂いておりますが、委員数14名のうち出席10名の過半数が出席していますので、本日の会議は成立していることをご報告させていただきます。

ここで1つお伺ひしたいことがあります。先ほどお話ししましたが、議事録についてですが、発言者の名前を記載するものとしなないものがございいます。どちらの形にするかをお決めいただきたいと思ひます。発言者名を記載する形式ですと、発言前にお名前を言っていただく形となります。参考までに、30年、31年、令和2年、3年については無記名で正副会長のみ記載としております。

会長： それでは、お諮りしたいということで、今回の議事録を記名にするか、無記名にするかです。今、事務局のほうからご説明がありましたように、前回のときは、話し合った結果、最終的には無記名にするということに至っております。今回も、まず初めに議員のメンバーが入れ替わっているということもありまして、冒頭に確認したいと思ひますが、どちらにするか、ご意見等ございいますでしょうか。ないようでしたら、事務局のほうにご意見、お考えよろしくお願ひいたします。

事務局： それでは、30年、31年、令和2年、3年と無記名でやらせていただきました。今回も無記名でさせていただきたいと思ひますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

事務局： それでは、無記名ということで決定させていただきます。

会長： ありがとうございます。それでは、今回も無記名ということで進めさせて

いただきます。

では、次第の7に入っていきたいと思います。次第の7は「プラスチック廃棄物の分別及び収集方法の在り方について」です。それでは、事務局のほうからご説明のほどよろしく願いいたします。

委員： 1点よろしいですか。先ほど諮問書を承ったのですが、いつまでに答申してほしいという期限みたいなものはないのでしょうか、2年間かけてゆっくりやれとか、新しいセンターの開発計画に反映させるためにいつまでとか。

会長： スケジュールのほうを、事務局からお願いします。

事務局： ご質問に対してお答えさせていただきます。こちらの今回の諮問につきましては、合計3回を予定しています。3回の審議の後に答申としてまとめて出させていただくという方向で考えているところでございます。今回、審議会の開催予定ですが、12月20日に第2回を開催する予定です。また、第3回につきましては、年が明けた令和5年1月24日に審議会の予定です。非常に短い期間ではございますけれども、この3回の審議会の中でご意見等を頂ければと事務局のほうでは考えているところでございます。

委員： 分かりました。ちょっと忙しいですね。

会長： それでは改めまして次第7「プラスチック廃棄物の分別収集方法の在り方について」になります。事務局から説明、お願いいたします。

事務局： それでは、次第7番の「プラスチック廃棄物の分別及び収集方法の在り方について」、事務局よりご説明させていただきます。資料を基に説明をさせていただきますので、よろしく願いいたします。申し訳ございません、着座にて説明をさせていただきます。

それでは、資料ナンバー3をお願いいたします。本日は、お手元に既に別添、お配りさせていただいているとおおり、国分寺市長からの諮問に基づきまして、審議会の委員の皆様からご意見を頂き、審議会で答申を取りまとめていくという流れでございます。その諮問理由の一番下でございますが、3つの項目がございます。プラスチックごみの分別方法、収集方法、また費用負担、こちらについてのご審議になるところでございます。

資料3に移らせていただきますが、こちらは「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律案の概要」でございます。こちらは本年4月1日に施行された法律でございます。こちらの内容についてですが、上から2番目に薄いグレーで網かけされているところがございますとおおり、プラスチック製品の製造設計段階から廃棄物の処理まで、あらゆる主体におけるプラスチックの資源循環等の取組を促進する。こういったことが目的で法律が改正されたところでございます。

これを進めていくための個別の措置につきまして、資料の中央から下にわたるところで、段階を追ってフロー図が書かれているところです。資料の左下にプラスチック事業の分別収集を促進するため、容リ法ルートを活用した再商品化を可能とするといった規定がなされています。こちらの挿絵にもございます、ハンガーケースなどこちら製品プラスチックに当たるものになります。こう

いったものを容器包装プラスチック、これを国分寺市では収集する場合、資源プラスチックという形で収集してございますが、これを一括で回収を推進するといった規定がされているという形でございます。こういった法律の改定に基づきまして、国分寺市でもプラスチック廃棄物につきましては現在の分別方法や収集の方法、また費用負担についてどのようにしていくか対応していくと。これを決めていく段階に今、入っている状況です。

続きまして、資料4に移りますが、その前にお手元に参考という形で資料を1枚配らせていただいています。タイトルが「令和4年度資源プラスチックの再商品化について」というものです。1物の流れです。薄いグレーの矢印で示しているところですが、清掃センターの方から再商品化事業者へ、物の流れという形で流れているところ。2) お金の流れとなりますお金の流れにつきましては、容器包装を製造した事業者が、こちらの大部分を負担し国分寺市、自治体は1%の負担という形で、お金を負担しているといった流れになっています。これは容器包装プラスチックをこういった流れで排出していますが、新たに、先ほど申し上げた製品プラスチックにつきましても、こういったルートを使って一緒に一括回収を進めていくといった流れになるというものです。こちらの参考につきましては御覧いただければと思います。

続きまして資料4を御覧ください。こちらにつきましては、日野市と小金井市のごみカレンダーの抜粋です。既にこちらの両市におきましては一括回収を行っており、御覧のような区分で既に実施をしている形です。表面の1ページ目、こちらは小金井市のごみカレンダーの抜粋になっていまして、主なプラスチックのごみを例示しているような形です。またプラスチックごみとして出せないものを右側に掲げて、分別の内容をお示ししている資料になっています。

続きまして、裏面になります。日野市のごみカレンダーの抜粋を御覧ください。同様に、こちらにも主なプラスチックごみを掲げているところですが、分別の基本、日野市のほうは上の部分、「分別の基本」というところになりますが、フロー図がございます。「すべてプラスチックでできていますか？」というところから、ここで全てプラスチックでない場合は、「いいえ」を選択しますと、一部がプラスチックでできている場合は、表面積の多い材質で分別してくださいといった流れになっているとおり、日野市と小金井市では、こういったところで市によって分別方法が違っていると、相違しているといったところが見てとれる資料となっています。しかしながら、違いはありますが、一括回収といったところにつきましては他市においても既に実施しているといった状況があるところ。です。

それでは、国分寺市の場合はどうなっているかといったところを確認していきたいと思っております。国分寺市につきましては、お手元の国分寺市ごみリサイクルカレンダー15ページと16ページ辺りをみてください。

15ページにつきましては、もやせないごみの欄ですが、こちらの左から2番目に、プラスチックマークのないプラスチック製品はもやせないごみという形で分別をいただいています。一番下の欄にあるとおり、40センチ未満

という規定がありますので、こういった製品の部分のプラスチックにつきましては、40センチを境にもやせないごみと、40センチを超える物につきましては16ページにあります粗大ごみという形で回収をしているといった状況です。

最後に、21ページに飛びますが、こちらは資源プラスチックの規定になっています。プラマークがあるものについては、容器包装プラスチックという形で分別を行っていますので、中間処理をした後に、公益財団法人容器包装リサイクル協会の指定した事業者を引き渡していくといった現状です。

現状は申し上げましたとおり、御覧のページ、15・16ページのように分かれているところがございますけれども、製品のプラスチックにつきましては、先ほど法改正の概要で申し上げましたとおり、容リ法ルートを活用した再商品化ということで、21ページの資源プラスチック、プラマークのある廃棄物と一緒にプラスチック製品も回収していきましようと考えているところです。

では一緒に、一括回収していくにはどういった形で分別をしていけばよいのかということなのです。それを示しておりますのが、資料5の「分別表（案）」、一覧表になります。

こちらの表についてですが、こちらは国で示しております品目、157品目、製品プラスチックが一覧として示されて、その品目に対して、右から2番目に「現在の分別」ということで、国分寺市の現在の分別を一覧にさせていただいており一番右側「導入後の分別」ということで、一括した形の「プラスチック類」という形でお示しさせています。こちらの分類の特徴につきましては、備考欄の左から2番目に、品目の隣に「備考欄」の列ですが、御覧ください。

分別に関する手引きで国の基準は50センチ未満という形でお示ししていますが、国分寺市につきましては、条例で粗大ごみの大きさにつきましては40センチ以上として条例で規定しているところです。今回50センチを採用してしまいますと、プラスチック以外の粗大ごみの分別にも影響するところがあるので、今回こちらの資料でお示ししている40センチ未満という形で、分類の境目を40センチに整理させていただきまして、「分別表（案）」を作っています。157品目ございますので、ちょっと全部をご説明するには時間がかかりますので、基本的な部分と、個別にピックアップして説明する部分という形で説明をいたします。

備考欄ですが、一通り見たとおり大前提といたしましては、プラスチック製のものに限ること。これが前提です。大きさにつきましては、40センチ未満というところで規定をさせていただいております。大きさにつきましては、切断したもの、また手で曲げることが可能なものを一括回収の条件の1つに掲げた内容になっています。

3つ目といたしましては、この備考欄にあるものにつきましては汚れ、水分、また付着物、そういったものが付着していない。また、使い切って空になっているもの。そういったものをこちらの分別の中に入れていただく条件になっています。

4つ目といたしましては、一部金属製のものは除くと。できる限りプラス

チック製に寄ったもので、また取り外しができるものについては取り外すと
いったところが分別収集の基準という形で、幾つかの記述で示されています。

最後に、電気式、電池式のもの除くと。こういった形の条件となっています。

なお、こちらの備考欄の条件につきましては、国の基準と変わっていません。
大きさの部分につきましては、国は 50 センチになっていますが、国分寺市は
40 センチという形で分別表をお示ししているといったところです。

それでは、個別に説明という形にはなってきますが、例えば 31 番カセット
テープのテープですね。こういったものに関しましては、テープを 40 センチ
未満に切断したもの。先ほども申し上げましたとおり、そういった形で大きさを
限定するような形で回収に基準を示させています。また、52 番、53 番のざる、
三角コーナー、こういったものに関しましては、洗浄し汚れが付着してい
ないもの、こういったものを一括回収の条件にしているといった内容です。続
いて 119 番ファイルですね。私の手元にもファイルがございますけれども、こ
ういったファイルにつきましては、金属製の部分につきましては取り外して排
出していただく。そういった条件です。

条件が多いのが 23 番のおもちゃですね。こちらにつきましてはプラスチック
製のものに限りませんが、ゴム製のもの除く。また、電気、電池式のもの除
く。一部金属を使用しているもの、完全に取り外せるものはできるだけ除去
すると。そういった条件になっています。108 番を御覧いただきたいと思うの
ですが、ハンガーですね、こちらイメージと少し違う部分があるかもしれませんが、
プラスチック製のものに限るところですが、フックの部分が金属
製のもの、こちらは逆に含むといった内容になっていますので、そういった分
類でこちらの分別表の案をお示しさせていただいているところです。

全体の説明の最後になりますが、こちらの表のほとんどの品目につきましては、
現在、もやせないごみないし粗大ごみという形での排出をお願いしている
ところでありますが、新たにプラスチック類として一括して分別するという形に
なるわけです。このような形での一括収集を基といたしまして、本日、審議会
の委員の皆様のご意見を踏まえまして、今後、市としての方針を固めていき
たいと考えているところです。

大変長くなりましたけれども、説明は以上です。よろしくご審査をお願い申
し上げます。

会 長： ご説明ありがとうございました。ただいま事務局担当よりご説明いただき
ました内容につきまして、ご意見、ご質問等をよろしくお願いいたします。いか
がでしょうか。まず、恐縮ですが、私からよろしいですか。カセットテープ。
切って 40 センチ以下という件ですけれども、丸めてサイズが 40 センチ以下に
なるから大丈夫というものではなくて、いわゆる定義上 40 センチ以下に従っ
て切るという考え方でよろしいでしょうか。

事 務 局： 40 センチにやはり切るということが前提なので、これは実践的ではないの
で、そのまま出してもらおうのであればもやせないごみになると考えています。

- 会 長： ありがとうございます。それでは、委員のほうからご質問、コメント、ご意見等よろしく願いいたします。
- 委 員： 今、お話ありました 31 番のカセットテープですけど、なぜこれを切らなければいけないのか。40 センチというのは、さっき説明を聞きまして分かりましたけれども、切る、小さくなればいいのではないかと単純に思うのですけれども、なぜ切らなければいけないのですか。31 番のカセットテープと 112 番のビデオテープもちょっと似たような感じかなと。これは 50 センチ未満になっているのですが、なぜこれだけ 50 センチ未満なのか。112 番のビデオテープですね。ちょっとその辺を教えていただければと思います。
- 事 務 局： 事務局です。すみません、カセットテープについては、うちの事務局で、40 センチに記載、修正し忘れまして。50 センチになっているのですね。
- 委 員： 112 番のビデオテープが 50、これが 40 に訂正ということでしょうか。
- 事 務 局： 112 番、ビデオテープについては 40 センチ未満ということで修正していただければと思います。
- 会 長： ちょっといいですか。質問、今 2 つ、2 種類ありまして、2 番だけ答えられたので。
- 事 務 局： それともう 1 つ、なぜ 40 センチ、50 センチにしないではいけないかということなのですが、環境省のほうから、プラスチック使用製品廃棄物の分別収集手引きで、このようにしなさいということで来ているので、それが 40 センチ、50 センチ未満にしてあります。よろしいでしょうか。
- 委 員： ちょっと理解しにくいですが。どうやってリサイクルするかですよ。40 センチにしないとリサイクルできないのか。例えばぐるぐるまとめて、バラバラにならないようにしたら切らなくてもいいのだとか、40 センチ以内の塊にすればいいのだとか、そうはならないのでしょうか。国が作ったとしても、何となくよく理解できないなど。日々捨てる、例えばプラスチックのひももありますね。あれも 40 センチに切らないと駄目なのかという感じがするのですけど、どうなのでしょう。
- 事 務 局： 事務局です。国から 40 センチ、50 センチ未満でやりなさいということで。
- 会 長： 関連のご意見が、副会長から、お願いします。
- 副 会 長： 恐らく国からの指示の趣旨は、例えばプラスチックのケースなんかありますよね。縦横 40 センチとか 50 センチとか、そういうものについては、やはり粗大ごみとの関係もあるので、やっぱり適正な大きさにしたほうがいいねと。それで一応目安としては 50 センチというのができていると思うのです。今のひもについては、今までプラスチック紐などもやせさせないごみに出してくださいと言われていたのですが、その理由は、この清掃センターでやっぱり機械にかけるときに、長い紐だと絡まってしまうからという理由で我々は聞いていたのですよね。ですから、今のようにテープとか紐とか、さらにその小さく 40 センチあるいは 30 センチの塊であれば当然。ただ、処理工場がそれは駄目だと言えば別なのですけれども、そこはやっぱり確認されたほうがいいかもしれません。

今、取りあえず分別のところでは議論をすると。ここはあまり細かすぎて、個人的には議論というか、もう決めの問題ではないかなと思うのですけれども、150 何種類も個別にはなかなか吟味できないですね。事務局というか、市のほうでこういう標準的なあれと。今のようになちょっと疑問があれば、そこを取り出して議論してもいいと思います。全体としては、これを1つ1つ吟味するのは時間的には無理だと思います。

1つ疑問だったのは、ほかの市では半分以上がプラスチックだったらプラスチック製品でいいですよ。国分寺の場合は、原則全部プラスチックでなくては駄目ですよ。それでも汚れの落ちないものはもやせないごみ、従来どおりになります。複合商品でも、金属なんか取り外せるものは、取り外した後はプラスチックでいいですよ。例外的にはハンガーで、その部分に金具が入っていますけれども、それは取り外さなくてもいいですよ。例外はそのぐらいなのです。全部 100%プラスチック製品でないといけないが原則だけれども、それ以外でも例外的に認められているのは、そんなものですかね、あまりよく見ていませんけれども。ちょっとそこだけ教えてください。

事務局： 今、副会長からご質問がありました部分についてでございますけれども、私のほうで冒頭説明をさせていただきましたとおり、こちらにつきましては、備考欄に書いてある内容のくくりをご説明させていただいたつもりでございましたが、例えばハンガーにつきましては、ハンガーのフックの部分に金属製のものについても一括で回収することが可能だといったところで、説明でお示したところの部分、ほかにも国との基準との違い、50センチと40センチとの違いといったところ以外は、おおむねプラスチック製のものについて、こちらの品目については一括で回収していくことができるといった内容です。副会長がおっしゃられたとおり、ハンガーにつきましてはそういった柄の部分のところ、そういったところのみを説明させていただいたといった経過です。

事務局： 委員さんが言われたテープのことですけれども、副会長が言われたような要因で、長くしますと機械等に巻きついたり、また選別ラインとかで機械に巻きつく、故障の原因となりますので、40センチ未満、短くするようにしております。

委員： 分かりました。

会長： 先に挙手ありましたので、委員、よろしいでしょうか。

委員： 40センチ、40センチというのは、縦横高さを足したものが40ということですか。確認なのですけれども、どこかが一番大きいものが40未満、どちらですか。XYZ、足して40ですか。よく宅急便とかそういうのは、縦横高さ足して幾つで800円ですとかなると思いますけれども、この40というのはどういう基準なのですか。

事務局： こちらにつきましてはXYZという、縦横高さの部分、一番長いところが40センチ未満のものという形になります。

委員： 一番長いのが40。

事務局： はい、そのとおりでございます。

委員： では、50センチあったら、どこかが長いのが41センチあったら、40以上あったら駄目よということですね。

事務局： はい。

会長： ありがとうございます。今、挙手がありました。委員、お願いします。

委員： カセットテープだとか長さのことなのですけれども、現実的に考えて、ケースを外して中のテープを切るということですか。40センチに。ということは、まずケースを壊さないと中のものは出てきませんよね。昔のフィルムですと別ですけれども、カセットにしても何にしても、全部取り出してということなのですね。

事務局： 今、委員おっしゃっているとおりございまして、テープの切断といったところの部分につきましては、中の物を40センチ未満に切るという内容です。

副会長： ほとんどもやせないになってしまいますよね。そこまでみんな、わざわざこんなことやらないでしょう。ビデオテープにしても何にしても、40センチにわざわざみんなして出さないから、ほとんどもやせないにまってしまう、現実には。

会長： そうですね。そこら辺が、形式上と現実には難しいところですね。カセットテープ、もしプラスチックの箱の中に入っていたら40センチメートル以下ですから、プラスチックごみの範疇に入りますけれども、その内部は、そのファイバーが入っているわけですから。そういうところが、こういうのは大体、案件として出てきますよね。そこら辺を議論して変えていくというところがこの会議の1つの役割でもあるかなと思います。ご質問ありがとうございました。

今お答えいただいたので結構ですかね。ほかに。委員、お願いします。

委員： 今の議論の中で、僕の理解では、もやせないごみに出したとしますよね。カセットテープ、ビデオテープを。あれ分別してもう一回、再商品化へ持っていきますよね。どこかへ委託していますよね。効率と安全性を考えると、国分寺としては、カセットテープとビデオテープはもやせないごみに入れると決めるのも一案ではないですか。

事務局： 今、委員おっしゃっていただいたところ、先ほどプラスチック廃棄物とするか、またはもやせないごみとしていただくかというところになると思います。そういった意味では、今、委員おっしゃっていただいたように、テープに関しては切る手間だとか、そういったところを考えれば、1つはもやせないごみという形で議論をしていただいて、そのように決定していくということであれば、そういったご意見を出していただければと思っております。なので、今、委員おっしゃっていただいたところも1つの方法だと考えております。

委員： ここで決めようではなくて、最後に決めようということで、今のは単なるプロポーザルです。

副会長： 処理フローについて質問なのですが、先ほど資源プラスチックについてはお聞きしました。今度のもやせないごみです。恐らくもやせないごみとして戸別収集した後は、清掃センターで手選別されていると思うのです。その中から製品プラスチックを取り出しておられると思うのです。それをどう処理、その後、

今は再資源化会社に持ち込んでおられるのか、そこは何をやっているのか。今度、新しい処理フローになったときに、行く先がやっぱり違うのかどうか。今のところとは。資源プラスチックは容器包装ルートを使ってやっていますけれども。それと今のもやせないごみの処理でプラスチックがありますよね。それも今、再資源化のところに行っていると思うのですが、そこは全然相入れないところから送られるのか、あるいは一緒の会社へ送るようにするのか。それによって、今のご説明についても若干の仕分けが変わってくるかなという気がしますので、現行のもやせないごみ処理フローと、それから統合後のプラスチック製品の処理フローがどう変わるのか。先ほどちょっとおっしゃったように、容器包装ルートを使うと、市の負担は1%ぐらいだと。ところが、今の新しい一括方式になると、ほとんどそちらについては、費用負担金の兼ね合い。これを完全に現行でやっているのと、それから新しくやる、セットでやると思いますので、どういう形で1%が。製品プラスチックの量そのものは、恐らくもやせないごみの4割程度ですから、そんなに多くはないと思われるのです。その中で費用が今度、当然膨らんでくるのでしょうかけれども、その辺はどう見ておられるのか。収集費用の有料化にも関わってくる問題だと思うのですが、その辺がもし分かれば教えていただけないかと思います。

事務局： 今のご質問の件については、私からお答えをさせていただこうかと思えます。まず、もやせないごみの処理フローというところで、もやせないごみについては副会長がおっしゃっていただいたように、収集してきたものを、まず袋を破りまして、1つ1つ作業員の手で選別をしています。中に有害分が混入しているとか、瓶や缶が混入している場合がありますので、そこで抜いているところになります。今、現在こうしたプラスチックにつきましては取り出しまして、民間の再商品化事業者へ送っているところでございます。今後、このプラスチック廃棄物一括で収集した場合、この後、どこでやるかというところもあると思えますけれども、一括で回収していく場合につきましては、ちょっと民間の処理施設にお願いして処理をしていくと。今、現状の清掃センターでは、ごみの量とか、後ほどご説明はしますが、少し多くなりますので、処理ができない状況になりますので、民間の処理施設に中間処理をお願いしていくこととなります。

今、もやせないごみの中に入っているプラスチックが、容器包装のプラスチックと一緒にありますので、今後は容器包装プラスチックと製品プラスチックについては、一緒にリサイクルルート、リサイクル協会を使って再商品化をしていくということで、例えばもやせる異物だとか入っているものについては選別しますが、基本的に出されたプラマークが入っているプラスチック、またはプラスチックだけのおもちゃだとか、そういったものについては一緒に処理をしてリサイクル協会に出すという形になります。

処理費用の関係については、確かにいろいろなことを今ここでお示しをしていくところも必要なかもしれませんが、先ほど事務局でもお話をさせていただいたように、まずは分別方法、その後、どういった収集方法、もう1つは処

理負担というところで、1つ1つのところでお示しをさせていただきたいと考えておきまして、処理負担につきましては、先ほどプラスチック廃棄物が、市の負担については処理単価の1%というところが処理費としてかかっています。今後、プラスチック廃棄物が入った場合、製品プラスチックの処理費については、今リサイクル協会からは示されておりません。

会長： 委員，お願いします。

委員： 先ほどちょっと話に出たのですけれども、108番のハンガー。ハンガーで金属製のものを含むと。これ金属製のものもプラスチック類ということで入る。それで119番のファイル。これは金属部分を除去と。こっちはそのままでもいいよ、こっちは外しなさい。処理するときに迷いますよね。金属部分を外すなら外すほうが僕ははっきりしていいと思うのです。ですから、ハンガーであってもつり金のところが金属であればそれは何らかの形で外すか、外さなければ燃えないごみ。金属がついていたら燃えないごみと分かりやすくしていただいたほうが。僕も捨てていて、あれ、こっちはどうなのと。よくこれを確認しながら捨てているのですけれども、一般の方がそんなにマメにやるかどうかとちょっと疑問がありますので、できましたら、何か1つにさせていただきたいなと思います。

会長： 提案ですかね。

委員： 希望というか。

会長： 希望ですね，分かりました。

委員： 市のほうでどう判断するか。

会長： では，その回答に関しましては，ちょうど1時間たちまして，空気の入換えの時間になっていますので，ちょっと空気の交換をしたいと思います。10分ぐらいよろしいですか。

それでは10分間，空気の入換え並びに休憩に入りたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

(休憩)

会長： 大体，私の時計の方で10分ぐらい経過しましたので，再開したいと思います。

ちょうど委員からご意見頂きまして，製品によって金属とプラスチック，分けるものと分けられないものがあると。そうではなくて，単純に分けるなら分けると統一したほうが分かりやすいのではないかというご意見です。ちなみに本日は何か意見を頂いたものに対して回答を出すというわけではなくて，皆様からの意見をまず挙げるという段階でございますので，よろしく願いいたします。今，委員から分けるもの，分けられないものそれぞれあるのではなくて，分けるものは分けると統一したらいいのではないかというご意見を伺ったという次第です。それに関連しまして，何かほかにもご意見等ありましたら，どうぞよろしくお願いします。

委員： お尋ねいたします。「分別表（案）」についてですけれども，備考欄に「プラスチック製のものに限る」という文言がたくさん並んでいますが，この「プ

プラスチック製のもの」の解釈ですが、金属性ではない、木製ではない、紙製ではないという意味でのプラスチック製のものという意味なのか、それとも先ほどから少しお話が出ていましたけれども、100%プラスチックでできているものという意味で使っているのかによっても運用が変わってくると思いました。例えばですけれども、78番の洗濯ばさみを例に挙げますと、木製の洗濯ばさみもあります。金属製のものもあると思います。ただ、多くはプラスチック製のものが一番多く出回っているのかなと思うのです。そのプラスチック製の洗濯ばさみのばねのところは必ず金属ですよ。そういうことを考えると、もしこれを100%プラスチックでないと駄目、分別するとか、取り外すとか、そういう解釈で今後の流れを作っていくと、非常に難しくなると思うので、プラスチック製のものというのはどういうものなのかというのはちょっと明らかにした上で、要は混合している製品はたくさんあると思うので、例えばハンガーとかバインダーは特徴的なので挙げられていると思いますが、洗濯ばさみのようにほかにもいろいろな製品の中で混合しているものがあると思うので、それを、ではどうするのですかという話になっていくのかなと思いました。

それでお尋ねなのですけれども、プラスチックのものをどう考えるかということ、今後検討する上でも、ちょっとでも混ざっているとどういう不都合があるのかとか、混ざっていても大丈夫なのか。混ざっている場合どういった流れになって、どういった負担があつて、それが収集方法、収集後にどんな影響があつて費用負担にも影響するのかとか、そういうことが全く分からないままですから、もし資料とかデータがあれば教えていただけたら、今後検討するのにありがたかなと思いました。以上です。

会 長： ありがとうございます。事務局から何かコメントございますか。

事 務 局： まず今プラスチック製品でも、金属だとかほかの製品が混ぜられている場合についてどうなのかということの中で、我々としてしましても、市民の皆さんにこれから周知していく中で、迷うものについてはもやせないごみで出していきたいと1つは考えているところです。例えば、先ほど資料の中でも小金井市さんのカレンダーを見ていただいたかと思いますが、基本的にこれについては全てプラスチックになっているものというところでございまして、我々としても、こういった形で分かりやすい表記をしていきたいと考えております。なので、例えば少しでも金属またはほかの素材と複合品につきましては、できる限り今までどおりもやせないごみで出させていただくという形で考えています。

処理の流れとしましては、もやせないごみで回収された場合については、例えば金属の部分だとか、そういったものについては取り外したりとか、分別をしながら、その中間処理の中でそれぞれの品目に応じて処理を行っていくという形になりますので、まずは市民の方が、先ほど来、委員の皆様の方からも迷うものが結構あると。なるべく迷わないという中では、我々がこういったカレンダー、小金井市を参考にさせていただいていますけれども、分かりやすい表記で皆さんに周知できたらということの中でお願いをしています。なので、今の委員さんのご意見、分かりやすいところをやっていくのであれば、少しで

もプラスチック以外のものが入っているのであれば、もやせないごみという位置づけも1つの方法だと我々としては考えております。

会 長： 委員，お願いします。

委 員： そこで，外せるものはやっぱり外すと明記してもらえればいいのかなど。今，出ました洗濯ばさみなんか，丸いものだと広げれば外れるのですよ。私は外して出しているのです。あとはばね式のついているやつも，外せば外れますから，簡単に。ですから，金物，そういうものは外せるものは外して，プラはプラ，金属は金属で出すと。その基本だけきちっとしておけば，大体当てはまってくるかなと思います。多分これ個々にやっていくといろいろあるでしょうね。今みたいな考え方もう一度，全体を見直したらいいかなと思います。

副 会 長： 私も委員に大賛成です。やはり肝は市民の皆さんが分かりやすい形。ただ，そうは言っても外せるものもあると。多分これから，法律もそういうふうになっていますけれども，製造段階でプラスチック製品については，なるべく分解できるような形にやってくださいと。そういう法律になっているのですね。だから，これからどんどん新しいものは分解できて，我々市民もどんどん外して，プラスチックだけをリサイクルできるようになると思いますので，それを先取りして，我々としてもこの段階で原則100%プラスチックのものと。金属等含む商品については，外せるものは外して，外した後，プラスチックを新しい分類の中に入れると。そこをぜひやっていただきたいなと思います。

会 長： ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。議論も深まってまいりました。

事 務 局： 本日，副市長の内藤が出席しておりますけれども，公務の都合によりましてここで退席させていただきますので，ご報告申し上げます。

会 長： それでは，ご意見ございませんでしょうか。ありがとうございます。

委 員： これは分別ではなくて，このフローのほうにも入りますか。

会 長： 今，事務局から説明された内容全てとご理解ください。では，委員，どうぞ。

委 員： 私，見た感じで日野のフローというか，は非常に分かりやすくていいかなと。スタートから始まって，「いいえ」と。これが非常に分かりやすいかなと思います。それから，右側に風の強い日とかありますけれども，確かに風もあるのですけど，今カラスは紙を入れていても紙袋を破きます。プラは当然そうなのです。そうならないように，容器に入れてきちんと出してくださいと，何かこの辺に書いてあるといいなと。それから，一番の大本とは，買ったところに返すというのが基本だと思うのですよ。日野市のやつは左側に書いてあるように，この辺をもうちょっと宣伝というか分かる，目立つようにレイアウトを考えてもらおうと非常に分かりやすいかなと感じました。

会 長： ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。委員，お願いいたします。

委 員： 今の委員のフォローさせていただき，少し個人的な意見を述べさせていただきたいと思います。この容り法というのは，僕の感じですが，製造者責任と販売者責任を取るわけですね。国分寺というのは，ご存じだと思うのですが，10

万人以上の都市で、リサイクル率は日本で第4位ですよ。もうちょっと頑張るといって何をやったらいいか。この製品プラスチックに関しては特にそう思うのです。消費者責任があるのだと。製造者、販売者、そして消費者責任ですね。これを先進都市国分寺としては言っていくと。消費者責任とは何だと言うのですけれども、SDGsから考えると、消費者も責任を持たないといけないと思うのです。そのためには、やっぱりごみは集まればごみで、分ければ資源なわけですから、周知しなければいけないですね。僕、提案したいのは、スーパーマーケット、市内5、6件全部回りまして、それぞれのスーパーが、同じマルエツさんでも駅前と戸倉ではごみの箱が違うのですよね。もちろん生協さんが一番あれしているのですけれども、違うのですよ。あれ何とか統一して、やっぱり返さなければいけないです。特にトレーは茶色を受けるとか、受けないとあるではないですか。そういうことも含めて、僕はお願いしたのだけれども、個人的なあれだけれども、条例か何かで、市内にあるスーパーとコンビニはきちっとした、統一した回収ボックスを作って、市のお金も出して少し支援して、こういうふうにするから、ちゃんと買ったら戻しましょうと。そういう精神、消費者責任というのを子どもたちから、今SDGsを勉強しているのでしょう、小学校や中学校で。そこから入っていくようにしていくと、お母さん、これね、やっぱり戻したほうがいいよと。すぐその資源プラとして出すのではなくて、そのほうがコストが安い。コストが安いからCO₂が出ない。そういうことを小学校、中学校で教えているはずなので、その一環として消費者責任というのをうたったらいかがだろう。収集方法ですね。すみません、長くなりました。

会長： ご意見ありがとうございました。ほかにいかがでしょうか。

それでは、5時過ぎております。ご意見もないということなので、これで一旦引き取らせていただきたいと思います。皆様、コメント、ご意見どうもありがとうございました。

事務局から次回の日程等も含めまして、どうでしょうか。

事務局： 分別方法につきましては委員の皆さんから一定ご意見を頂戴したと思っております。それに伴って、もう少しどういう形で我々のほうが表記できたり、啓発をしていったり、事業者に協力を求めていくかというところについては整理をさせていただきたいと考えています。

分別方法については、おおむねご意見を頂く中で、次に収集方法のところについては、今日、事務局で案をお示しさせていただきたいと思っております。お手元のごみリサイクルカレンダーを1ページめくっていただきますと、まず、収集方法なのですが、資源プラスチックにつきましては、週1回、回収をしております。もやせないごみについては隔週ということで、2週間に1回という形で回収をさせていただいています。

先ほど来、プラスチック廃棄物というところで、今度、もやせないごみに容器包装プラスチックと製品プラスチックが一緒になって一括で収集をした場合の収集回数、頻度というところを事務局としましては、まず令和3年度の実績

になりますけれども、資源プラスチックの収集量は1年間で2,163トン集めております。もやせないごみにつきましては、1,725トン集めております。今、お話したように、資源プラスチックについては週に1回、もやせないごみについては隔週という形で収集をさせていただいています。

今度、もやせないごみに入っているプラスチック製品がその容器包装のプラスチックと一緒にするとどのくらい増えそうなのかというところは、我々のほうでも組成分析、もやせないごみの中にプラスチック類はどのくらい入っているのというところを調べておりました、大体35%ぐらい混入しているのではないかと考えております。そうしますと、もやせないごみの中に、プラスチック製品が入っているのは大体600トンぐらいだろうと見込んでいるところです。日常的にすると、大体2.5トンぐらい、パッカー車というのを見たことございますか、収集車両。収集車両のパッカー車、巻き込むタイプなのですが、1台分ぐらいが1日増えるだろうという中では、事務局としましては、プラスチック廃棄物を収集した場合でも、週1回の収集で、もやせないごみにつきましては、今までどおり隔週という形で収集していきたいと考えてございます。事務局の考えにつきましてご意見を頂ければと思っています。

会 長：事務局から何か追加コメントありますか。今、事務局からお話がありましたけれども、それに関しましてご意見、お考え等よろしくお願ひいたします。

副 会 長：今の件について質問なのですが、そうしますと資源プラスチック、毎週1回というのに、今回、製品プラスチックを加えても、1日当たり1台分ということなのですが、全体のやりくりの中で収集車両を増やす必要があるのか、ないのかということが1点と、もう1つは、もやせないごみは2週間に1回収集しておりますけれども、先ほどおっしゃった35%分ぐらいが製品プラスチックですから、これが減りますよね。日野市などですと4週に1回、もやせないごみを今、収集しているのですが、そういう形で2週に1回を4週に1回にむしろ減らすことはできないのかどうか。この2点についてちょっと質問させてください。

事 務 局：収集車両につきましては、基本的に今、収集台数を増やさなくてもいけるのではないかと考えております。ただ、この先、先ほどもちょっとお話をさせていただきましたが、民間の処理施設に処理をお願いする形を考えております。そうしますと、市外という形になりますので、その場合に車両は増やす可能性はあります。ただ、基本的に大きく日量2トンぐらいの中では、車両を増やさなくてもいけるというところは確認しています。また、もやせないごみにつきましても、車両を減らすというよりも、そのままの状況と確認をしているところです。

それと、もやせないごみについては、日野市と同じように減らしていけないかというところですが、まず、国分寺市の場合、製品プラスチックが今の資源プラスチックと一緒にした場合でも、もやせないごみの量が減らないというところで、なかなか月1回の収集では厳しいと考えています。例えば鉄のものとか、瓶とか缶の容器だとかいうところについては、瓶と缶の日に出してい

いただいておりますが、そういったまだまだもやせないごみの中に入れていただいている品目が多い中では、月1回については変更が難しいと考えています。また今後いろいろ我々のほうとしても、リサイクルセンターだとか、そういったところを考えていく中で、処理方法がもう少し確立できた場合については、そういったところも踏まえて検討はしていきたいと考えております。

副会長： ちょっと素朴な質問なのですがけれども、今は資源プラスチックということで、いわゆる資源物として、これはリサイクルできますねということで収集していると思うのですが、今度はそこにプラスもやせないごみから製品プラスチックが入っていくことになると思うのですが、そうすると、市の分別の種類では、これはごみなのか、資源物なのか。どちらに分別されるつもりなのでしょうか、ここ。

事務局： 難しいご質問かなと思っています。ある意味、皆さんにもその辺りのご意見をお伺いしたいと考えています。あえて私のほうでも、プラスチック廃棄物という形で今回表記させていただいたところは、1つは今、副会長がおっしゃっていただいたように、プラスチック資源という言い方もありますし、プラスチックごみという表現もあるかとは思っています。その辺についてはいろいろ処理費用のところでも考えていただく中で、最終的にどういう表記がいいのかということもご意見を頂けたらと考えています。

副会長： なぜこれを聞いたかといいますと、今まで恐らくもやせるごみ、もやせないから、分別を徹底して、資源物を増やそうということで、多摩地域では、国分寺の場合は資源化率トップになったということで、市民の皆さんが正確に分別していただいたおかげだと思うのですね。今度、製品プラスチックが資源プラスチックと一緒になると。多分これ、後から、次回だと思うのですが、有料化の問題が出てくると思うのですね。そうすると、今までの理念というか、思想では、もやせるごみとか、ごみは有料ですよ。資源物は無料ですよ。この最たる例は、去年の4月にスタートした剪定枝だと思うのです。そういう思想で、市民としても、リサイクルできる、しかも無料だったらどんどん分別してという形にきちんとやってくれたと思うのですね。

今度、新しいプラスチック類という名前が出てきておりますけれども、これは資源物なのかごみなのか、いろいろ難しい問題が多分出てくると思うのですね。逆に言うと、では、有料にした場合に、やはり今、海外情勢、先ほどSDGsの話もありましたけれども、それから海洋汚染の問題、国内でのいろいろな温暖化の問題と。そういうことからすると、やはりプラスチックそのものを減らさなければいけないと。したがってこれを減らすために、申し訳ないけれども有料化させてくださいと。何かそういう説得力のある論法でいかないと、なかなか市民の皆さんは、今までせつかく資源プラスチックできちんと分別して出してきたのが、ある意味で少量の製品プラスチックが加わることによって有料化になるというところは、恐らくなかなか納得感が出てこないのではないかなという気がするのですね。ただ、法律が変わってコストが上がるだけでは、だから、そこをある程度説得のある理論武装みたいなことを多分する必要があ

るのだろうと思いますので、その辺ちょっと、名前はプラスチック類と書いてありますから、これはどちらか、資源とも書いていないから、グレーズーンな書き方をしておりますが、そこがなかなか難しいところかなと思っておりまして、その整理をする必要があるかなと思っています。ちょっと私の個人的な意見ですけれども。

会 長： ありがとうございます。次、手が挙がっていました。委員からお願いいたします。

委 員： 先ほど、もやせないごみ、1,700何トンのうち35%くらいプラスチック混入というお話があったのですけれども、そこで先ほどの分別の話にまた関連して、将来的にどういうふうに決まるか分かりませんが、ちょっとでもほかのものが入っていたらできるだけ外してください。迷ったらもやせないごみにしてください。そういう建てつけにした場合、当然0%にはならないわけですよね。なので、そういう点からもやっぱり月1回にするというのは難しいというご意見には賛同いたします。やはり先ほど来、出ているとおり、できるだけ外せるものは外して100%プラスチックのものを出してもらうというのが理想的だと思うのですけれども、中にはやっぱり面倒くさいと思う方がいたり、それから何らかの事情でしたくてもできない。力がないとか、危ないとか、そういう事情でできない方もいると思うので、0%にはならないということを見ると、やはり先ほどおっしゃっていた頻度は必要なのかなと思いました。

会 長： ありがとうございます。では、委員、お願いします。

委 員： 1つコメントだけです。今、日鉄さんへ持って行っているのですけれども、それだと、僕はそこら辺を少し勉強したことがあるのですが、ある程度金属は大丈夫なのです。ただし、銅は絶対に駄目。銅線があると、銅があると鉄を傷めてしまうのですよ。耐候性を下げたりする。だから、自動車をスクラップ戻すときも、日鉄さんやNKKさんなどは、銅分を物すごく制限しているのですね。普通の銅だけは嫌がられるということが1つ、コメントです。

もう1つは、最後の費用で、もやせないごみを月2回を月1回にするかというのが1つ、その議論をするとなるとコスト解析に入っていくかといけません。どんな請負契約がいいかと。何台市が保有して、それをどう貸しているとか、それから、トン当たり何万円、3万円か何か払って収集費用、全部一括だとか、そこまで入らないとちょっと議論できないので、それが開示できるかどうかです。そこら辺を2回、3回目で変えていくなら、収集費用を踏まえて、どんな頻度でやるかという議論も僕らはできるかなと思っています。ご検討いただければと思います。

会 長： 何かありますか。よろしいですか。ほかにご意見はございますか。よろしいでしょうか。皆様、どうもありがとうございました。

では、事務局から、よろしくお願いいたします。

事 務 局： 皆様、ご意見ありがとうございました。それでは、次回の日程についてでございます。次回、12月20日、市役所第1庁舎3階第1・第2委員会室で3時からを予定しております。ご調整のほどよろしくお願い申し上げます。

会 長：次回につきましては12月20日、第1庁舎3階第1・2委員会室でお願いいたします。

ほかに何かございますでしょうか。よろしいですかね。

委 員： すみません、聞き逃したのですけれども、次々回が1月24日とおっしゃっていましたが、お時間は何時になりますか。

事 務 局： 3時からです。

委 員： 3時からですね。分かりました。ありがとうございました。

会 長： ご指摘ありがとうございます。特になければ、よろしいですね。それでは、本日の審議会はこれで終了したいと思います。皆様どうもご協力ありがとうございました。

——了——